

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】



PFAS汚染の根絶を 運動交流と政府要請を実施

安保破棄中央
ホームページで
も公開中

安保破棄中央実行委員会は9月6日にPFAS汚染問題の運動交流と政府要請を参議院会館で開催しました。

運動交流では日本共産党の山添拓参院議員の国会報告と京都民医連・小泉昭夫京都大学名誉教授のミニ学習会がおこなわれました。その中で山添議員は、2003年からこの問題を取り上げるなか日米地位協定の環境補足協定の実効性が問題視されてきたこと、横田基地での漏出事故の隠ぺいなどアメリカの了解がなければ公表できないこと、自衛隊のPFAS問題では2010年9月末の時点で39万3710%の泡消火剤が保管されており、今問題になっている浜松基地・小牧基地・岐阜基地の環境汚染も出てきていたことなどを指摘。今後の焦点として①汚染がはっきりしている地域での大規模な健康調査の実施、②汚染源特定のための立ち入り調査の実施、③汚染者負担の原則により責任を取らせることなど、取り組みの歴史的経過と当面の課題を提起しました。

小泉名誉教授はPFASによる人体へのリスクとして、抗体反応の低下、脂質異常、幼児・胎児の成長の低下、腎臓がんのリスクなどを客観的なデータをもとに解説しました。

また、沖縄・宜野湾、東京・多摩地区、神奈川・横須賀、岐阜・各務原の各地から報告もおこなわれました。

外務省、防衛省への要請では①米軍基地の全ての流出・漏出事故の公表②日本政府・地方関係者による立ち入り調査の実現③米軍に対し焼却処分までの期間、保管場所、保管方法の確認・公表④防衛省のPFAS処理実行計画の進捗状況の4点を中心に実現を求めました。日米地位協定・環境補足協定が障害になっていることが明らかになりました。



No.23-20
2023年10月2日

安保破棄中央実行委員会
〒101-0061東京都千代田区神田三崎町2-11-13
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

「土地利用規制法」の3回目の 候補地提示を受け政府要請行動

安保中央など土地利用規制法廃止をめざす8団体は9月29日に、土地利用規制法にもとづく3回目の「特別注視地域」「注視区域」の指定に向けた候補の発表を受け、土地利用規制法についての政府要請をおこないました。

要請では、①自治体からの意見、要望を聴取し、反映させること、住民への説明と意見聴取の場を設けること、②基準の不明確な「特別指定区域」の指定は行わないこと、③地方自治体が土地の利用者に通知するよう措置すること、④「機能を阻害する行為」を類型に限定し拡大解釈を生まない運用をすること。区域ごとに具体的に「機能阻害行為」となるか明らかにすること、⑤憲法を順守し、基本的人権や思想の自由などを侵害することのないようにすること。自治体から個人情報を提供する場合には当該個人の了解を得ること、⑥在日米軍に関する地域指定についての考え方、の6点を中心におこなわれました。



参加者からは「1か月の期間で住民からの意見聴取は不可能」「結果を知らせているだけで意見を聞く形になっていない」「岐阜基地の周辺で行った調査ではこの法律を1/4の住民しか知らない」などの意見が出されましたが「周知徹底の方法としてホームページやコールセンターでの対応」を繰り返すばかりでした。

また、「市ヶ谷の防衛庁庁舎が注視区域で、他の住宅地などが近接する施設が特別注視区域にされる理不尽な二重基準はやめるべき」「恣意的な区域指定は許されない」と批判しました。

内閣府担当者は「わが国の安全保障上の問題であり国の責任で指定する」との説明の繰り返しに終止しました。